

監査の結果により講じた措置について

- 1 監査対象部局
こども健康部
- 2 監査実施日
令和6年10月24日（木）
- 3 監査結果の通知日
令和6年11月7日（木）
- 4 監査の実施期間
令和6年9月24日（火）から同年11月7日（木）まで
- 5 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和6年12月4日（水）
- 6 監査の結果及び講じた措置の内容

【保育こども園課（しぶさわこども園）】

監査の結果	措置状況
令和5年12月12日に市内ホームセンターの店頭で53,198円の消耗品を購入し、翌日一括で伝票処理を行い支出したが、2者による見積合わせが行われていなかった。 このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項及び秦野市契約規則第31条の2第1項に基づく契約手続を怠った行為であり、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。	同様の事案を繰り返し発生させないため、保育こども園課においては保育こども園課長から課内全職員に対し、また、こども園においては各園長から各園全職員に対し、地方自治法施行令及び契約規則等の関係法令の遵守徹底を指導した。 こども園における契約事務については、各園において多量の物品の購入を要する場合は保育こども園課で取りまとめを行うなど、発注方法の見直しを図るとともに、各園では、園長による確認を経たうえで物品購入を行うことを徹底する。 また、課長及び予算主任は、園

	における契約事務を十分に管理・監督し、適切な事務処理の徹底に努める。
--	------------------------------------

【こども家庭支援課】

監査の結果	措置状況
合計すると２者による見積合わせが必要な金額となる消耗品について、同一業者から購入し、近接した日付で伝票処理を行っているが、一括して発注していたにもかかわらず、請求書の分割や請求日付の空白を指示した発注書の原本が公文書として保存されていた。 このことは、地方自治法施行令第１６７条の２第１項及び秦野市契約規則第３１条の２第１項に基づく契約手続きを怠った行為であり、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。 また、意図的に見積合わせを回避するための指示を出していたことについては、秦野市コンプライアンス推進委員会において、不適切な事務処理等の事案としての対応を求める。	本事案については、担当者に聴き取りを実施するとともに、地方自治法施行令及び契約規則等の関係法令の遵守と契約事務におけるルールの再確認を課内全職員で行った。 消耗品の購入は、必要性を見極めたうえで計画的な執行及び適正な契約手続を徹底するとともに、課長及び予算主任は、契約事務上の手続に関し、課内で再認識する機会を設けるなど、事務処理を適切に行う体制をつくるとともに、風通しのよい職場づくりに努める。 また、意図的に見積合わせを回避するための指示を出していたことについては、不適切な事務処理等事案への対応に関する要領に基づき、コンプライアンス主管課（文書法制課）へ令和６年１０月２９日付で報告済みであり、今後開催されるコンプライアンス推進委員会の結果を受けて、再発防止に取り組む。

【こども育成課（こども館）】

監査の結果	措置状況
60,200円分の消耗品を一括で購入し、令和6年3月29日に伝票処理を行い、一括で支出したが、2者による見積合わせが行われていなかった。 このことは、地方自治法施行令第167条の2第1項及び秦野市契約規則第31条の2第1項に基づく契約手続を怠った行為であり、担当者に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。	同様の事案を繰り返し発生させないため、こども育成課及びこども館において、こども育成課長及び予算主任が課内全職員に対し、計画的な消耗品の購入並びに地方自治法施行令及び契約規則等の関係法令を遵守した適正な契約手続の徹底を指導するとともに、特にこども館については、決裁時のチェックの徹底に努める。